

2020年12月11日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 伊東 健次

答 申 書

2020年12月8日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2020年度諮問第2号（「2020年11月17日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料のうち、「個人情報」、「法人等情報」又は「事務又は事業に関する情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2020-2]

2015年度から2019年度までに実施した、全国の自治体や団体、個人などから要請を受けて行った学習支援事業の活動結果の一覧。

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・上記1の内容に該当する機構資料

a. 活動結果

（2015年度に行った学習支援事業の活動結果の一覧）

b. 学習の機会提供事業 支援団体活動結果

（2016年度に行った学習支援事業の活動結果の一覧）

c. 無題

（2017年度に行った学習支援事業の活動結果の一覧）

d. 無題

（2018年度に行った選択型学習支援事業の活動結果の一覧）

e. 活動スケジュール

（2018年度に行った自主企画支援事業の活動結果の一覧）

f. 2019年度 選択型活動一覧

（2019年度に行った選択型学習支援事業の活動結果の一覧）

g. 活動結果一覧

（2019年度に行った自主企画支援事業の活動結果の一覧）

・公開の取扱い

上記2の資料はすべて部分公開とする。

3. 当委員会の判断

上記資料を確認したところ、a、b、c、d及びfに特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む）、機構以外の法人その他の団体に関する情報又は公にすることにより機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」、「2. 法人等情報」又は「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

また、e及びgに機構以外の法人その他の団体に関する情報又は公にすることにより機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が含まれており、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「2. 法人等情報」又は「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、規程第8条の規定により部分公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 2020年12月 8日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) 2020年12月11日 | 第41回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) 2020年12月11日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長	(座長) 伊東 健次
委員	佐藤 貴夫
委員	秋山 一弘